

議案第八五号

公聴会参加等の実費弁償条例の一部を改正する条例について

公聴会参加等の実費弁償条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十六年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅 己

公聴会参加等の実費弁償条例の一部を改正する条例

公聴会参加等の実費弁償条例（昭和十九年三朝町条例第八号）の一部

を次のように改正する

第一条中「地方自治法第二百七条」の下に「及び農業委員会等に関する

法律第二十九条」を加える

附 則

この条例は公布の日より施行する

昭和三十六年十二月五日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

